

第4回 新居浜市子ども・子育て会議議事録概要

- 1 日 時 平成26年4月30日（水） 13:30～15:10
- 2 場 所 新居浜市役所3階 応接会議室
- 3 出席者 岡部 淳委員、片山 紗織委員、合田 史宣委員、石川ヨシ子委員、
合田 幸広委員、神野 年夫委員、渡部 昭子委員、三並 保委員、
近藤直緒美委員、荒井 泰輔委員、星加 三枝委員、
岡野 弥生委員、松本 彰委員、高橋由紀子委員（以上名簿順）
（欠席者）真鍋 曜委員
事務局：子育て支援課 岡部部長 白石次長 尾崎主幹
藤田副課長
学校教育課 加藤課長
リージョナルデザイン(株) 安孫子尚正 松村 英典
傍聴者：松本ひろみ外3名

4 会議結果

(1) 会長挨拶

【渡部会長】

みなさん、こんにちは。それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

平成26年度になりちょうど1か月が経過し、新制度が本格施行される平成27年4月まで、あと11か月を残すのみとなりました。

委員の皆様には、ゴールデンウィークの真っ只中であって、大変ご多忙のところ、「第4回新居浜市子ども・子育て会議」に、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回、2月27日に第3回新居浜市子ども・子育て会議を開催して以降、国におきましては、議論が残された公定価格の骨格案についての協議を進めています。

公定価格以外の項目については、既に内容が固まったということで、特に、市町において条例化が必要な項目については、先立って市町へ政省令案が通知されたようですが、いずれも今後の調整による内容変更が見込まれており、策定は4月末以降になるとされていることから、国の考えでは、各市町において6月議会での条例制定が望ましいと言っておりますが、このような状況にあつては、事務手続き上の問題から、新居浜市では9月議会での条例制定が予定されているようです。

いずれにしましても、残された期間は限られており、新制度への移行に向けて対応すべき準備作業が確実に残されていることは明らかですので、これからは国からの提示内容を踏まえ、実施主体である市においては、これまで以上に効率的かつ精力的な取り組みを進めていただきたいと思います。

当会議の委員の皆様におかれましても、新制度移行に向けた課題や問題点について議論していただき、新居浜市の子どもたち、子育て家庭及び地域にとって、より良い新制度となるよう、引き続きご理解とご協力をよろしく申し上げます。

(2) 新委員紹介

【渡部会長】

さて、本日は、真鍋委員さんから、他の用務のため出席できない旨、あらかじめ連絡がございましたので、ここでご報告させていただきます。

また、年度替わりに当たり、既に皆様方にはお知らせをし、新しい委員名簿を配布しておりますように、委員の異動がありましたので、ここであらためて新しく委員になられた大生院公民館の松本委員さんからご挨拶をお願いします。

【松本委員】

子育て支援は社会全体の問題であり、当会議の重要性を感じているため、新制度の状況はよくわからないところがありますが、どうかよろしく申し上げます。

【渡部会長】

ありがとうございました。

続きまして、このたびの市の定期人事異動によりまして、神野福祉部長さんが定年退職され、新たに岡部福祉部長さんが就任されましたので、一言ご挨拶をお願いします。

【岡部部長】

新制度の本格施行が来年4月に迫り、いよいよこれから市として詳細な部分を決めていくこととなり、期間がない中での対応とはなりますが、福祉部としても平成26年度の重要事業として位置付けておりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【渡部会長】

ありがとうございました。

なお、本日は14名の方のご出席をいただいておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることを合わせてご報告いたします。

また、前回同様、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、当会議を公開することとなっており、本日は4名の傍聴の方がお見えになっております。

傍聴の皆様には、お席に配布しております傍聴要領に従いまして、傍聴していただきますようお願いいたします。

(3) 議 題

【渡部会長】

それでは、お手元に配布の会次第に従って、会議を進め、議事に移らせていただきます。

まずは、最初の議題として、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果に基づく量の見込み（推計）について」、事務局から説明いただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、事務局から説明させていただく前に、事前に送付させていただいた資料について確認させていただきます。資料は全部で5種類です。

まず、国から制度周知の啓発用資料として作成・配布された「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」です。

次に、「新居浜市子育て支援に関するアンケート調査結果報告書」です。これにつきましては、前回の会議で報告させていただいたものの冊子になります。

続いて、「アンケート調査結果に基づく量の見込み（推計）について」です。これは、さきほどの報告書を踏まえて、支援事業計画に記載すべき内容、つまり教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要量を推計したものです。先日、県を通じて国へ数値を報告したところですが、これはあくまで調査結果に基づく単純推計値であるため、実態とかけ離れた数値については、今後補正を加えた上で、計画に搭載することとしています。

次に、「子ども・子育て支援法に基づき市が条例で定める基準等について」です。これは、新制度の本格施行にあたり、実施主体となる市において条例制定等が必要となる事項について整理したものです。

最後に、「子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール」です。

資料の確認については以上のとおりですが、よろしいでしょうか。

それでは、1番目の議題について、説明をさせていただきます。

まず、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果に基づく量の見込み（推計）について」です。1ページをご覧ください。

冊子である調査結果報告書の方は、各設問項目に対する回答を単純集計または年

齢・圏域別等にクロス集計したのですが、この結果をベースとして、平成27年度から31年度までの5年間分を推計する必要があります。

この推計の方法については、国から手引きが示されており、これに基づいてアンケート調査業務の委託先であるジェイエムシー株式会社においてまとめられたものです。

中ほどに書いていますように、国の示した算出方法による「量の見込み」は、あくまでも機械的に算出したものですので、支援事業計画に記載する場合には、地域の実情に沿った数値を目標値として押さえることがポイントとなります。

2ページ以降は、具体的な算出方法について記載しています。

まず、2ページには、全国共通で報告することが定められている11の項目について記載しています。

3ページには、子育て家庭についての類型化を行い、8種類に分類しています。

なお、前回の会議でも説明しましたように、パートタイムで就労する方を区分する保育短時間については、その下限時間を新居浜市では64時間（1日4時間以上、かつ、1か月に16日以上）に設定しています。

その上で、4ページでは現在の就労状況に応じて各タイプを家庭類型分類表に落とし込み、さらに5ページでは現在就労していない家庭について、就労希望に対する回答結果をそれぞれの該当するタイプに移行（転換）させることによって潜在的なニーズ量を押さえようとするものです。

6ページでは、8種類の家庭類型が、新制度による教育・保育のいずれの区分に該当するかを整理しています。

7ページは飛ばして、8ページから11ページまでは、今回の調査結果による有効回答数1,673件について、0歳・1～2歳・3歳以上の年齢別による8種類及び現在と潜在の内訳を示しています。表中、網掛けをしている箇所が最も多い割合を示す区分となっています。

7ページにお戻りください。就学前児童及び小学生の人口推計を示していますが、就学前児童は平成25年4月1日が6,560人で、平成27年度は6,435人、平成31年度は6,375人と、減少傾向を示しており、小学生についても、平成25年4月1日が6,551人で、平成27年度は6,530人、平成31年度は6,523人とわずかではありますが、減少しています。

このことを押さえた上で、12ページからは新制度施行後における量の見込み及びこれを踏まえた市の目標値を記載しています。

まず、12ページでは、1号認定、つまり教育標準時間認定に該当し、幼稚園を利用する見込数ですが、平成27年度が984人、平成31年度は973人と見込まれています。

また、13ページにある2号認定、つまり保育認定に該当するものの、幼稚園を利用する見込み数ですが、平成27年度が326人、平成31年度は323人と見込まれています。

平成25年度の幼稚園児数が1,423人ですので、さきほどの1号認定・2号認定を足し合わせますと、平成27年度が1,310人、平成31年度は1,296人と、幼稚園の利用者数は約110人程度少ない結果となっています。

次に、14ページは2号認定、また15ページは3号認定で保育園を利用する見込み数を記載していますが、それぞれ足し合わせますと、平成27年度が2,703人、平成31年度は2,679人と見込まれており、平成25年4月1日の保育園利用者が2,734人ですので、ほぼ現状に近い数字となっています。

つまり、平成25年度において幼稚園と保育園を利用している総数は4,157人であり、平成27年度の見込みが4,013人、平成31年度の見込みが3,975人であることから、今回の調査結果からは、現状を上回る利用数は見込まれないという結果になります。

ただし、現在、問題となっている保育士不足等に大きく影響を受けるため、現状との乖離が出ないように、利用動向には留意することが必要となります。

ちなみに、15ページの0・1・2歳の3号認定の数字については、量の見込みにおいて産休・育休中の方を含めておりますので、現状の数字よりも高くなるという結果となっています。つまり、仮に産休・育休が取得できなかった場合には、保育認定を受けて、保育所を利用するという数字ですので、会社等が行う産休・育休制度の普及と利用の拡大によって、実際に保育所を利用する数は少なくなると見込まれます。

次に、16ページをお開きください。

時間外保育事業、いわゆる延長保育についての量の見込みですが、平成25年度の保育所における利用数が153人であるのに対し、平成27年度の見込みが905人、平成31年度が896人と大きく見込み量が上回っています。

幼稚園においても、預かり保育を実施していますが、具体的な数字は把握できておりませんが、これを含めたとしても、現状を大きく上回る利用ニーズがあるものと考えられます。

ただし、この項目については、現在既に利用しているという数に加えて、今後利用を考えている数を含んでおり、将来的な希望と実際の利用との間には、当然差が出ますので、この点を踏まえて、保育園での延長保育及び幼稚園での預かり保育の拡充による確保方策を検討していく必要があります。

次に、17ページをご覧ください。

社会教育課が担当課となりますが、放課後児童クラブにおける量の見込みです。

平成25年度低学年の利用が967人に対して、平成27年度は1,138人、平成31年度は1,106人と増加しています。これに加えて、高学年の利用希望もあることから、今後の確保方策を検討する必要があります。

18ページをご覧ください。

当市においては、児童養護施設東新学園及び母子寮である清光寮の2施設で実施している子育て短期支援事業（ショートステイ）ですが、平成25年度の利用が4人に

対して、平成27及び31年度の量の見込みは20人となっており、現状において確保方策が図られているものと考えられます。

19ページをご覧ください。

地域子育て支援拠点事業における量の見込みについてですが、平成25年度が23,380人日であるのに対し、平成27年度は11,147人日、平成31年度は11,057人日と、数字の上では大きく下回る結果となっています。

これは、現在利用している人のうち、アンケートの回答者が少なかったことによる認知不足と、調査対象が0～2歳児のいる家庭となっているため、3～5歳児のいる家庭の意向が反映されていないことが原因と考えられます。なお、平成26年度においては、新たにひろば型を3施設増やし、5月1日から事業をスタートしますので、こちらの利用動向に留意しながら、計画に反映させたいと考えています。

20ページをご覧ください。

幼稚園における一時預かりの量の見込みです。先ほどご説明しましたように、幼稚園における預かり保育の実態は把握できていないため、参考として公立保育園2園で実施している一時保育の状況のみを記載していますが、平成25年度が3,372人であるのに対し、平成27年度は37,351人、平成31年度が36,959人と桁違いの量の見込み結果となっています。

実際に利用する・しないに関わらず、単なる利用希望を聞いた結果であることを差し引いても、実状を大きく上回る潜在的な利用ニーズがあることが伺えるため、幼稚園における預かり保育の拡充を検討する必要があります。

22ページは、保育園等における一時預かりの量の見込みです。こちらにつきましても、平成27年度は43,283人、平成31年度が42,880人と桁違いの結果となっています。現在は公立保育園2園で実施しておりますが、保育園型に限らず、様々な形態が考えられるため、柔軟な確保方策について検討する必要があります。

23ページをご覧ください。

病児・緊急対応強化事業における量の見込みです。病児保育については、現在なかよし園が休園中で再開の目途は立っておりませんが、ファミリーサポートセンターと合わせた平成25年度の利用数が3,290人日に対して、平成27年度は5,379人日、平成31年度は5,329人日の見込みとなっており、こちらについても現状を大きく上回る結果となっています。

なかよし園の早期再開に加えて、利用ニーズに対する確保方策について検討する必要があります。

24ページは就学児のみを対象としたファミリーサポートセンターにおける量の見込みですが、こちらについては平成27年度及び平成31年度についての数値は挙がっておりませんが、前ページの対応に含めて考える必要があります。

最後に、25ページでは、教育・保育の推進について、支援事業計画への記載イメージ、26ページでは、地域子ども・子育て支援事業の推進についての記載イメージ

を掲載しています。

これにつきましては、国が定める必須記載事項ではあるものの、あくまでも支援事業計画への記載内容は、概ねこのような形になるというイメージを持っていただければと思います。

以上で、「アンケート調査結果に基づく量の見込み（推計）について」の説明を終わります。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【合田史委員】

現在、公立保育所の定員充足率は100%を超えているのか？

【事務局】

100%には至っておらず、80%を超える程度の状況です。

【合田史委員】

施設面では受け入れ可能な状況であるにもかかわらず、保育士が不足しているために受け入れできていないことが要因ではないのか？

【事務局】

公立園の保育士数については、各園へ入所を希望する人数に応じて、保育士数を決定するため、申し込み人数が少なかった結果であると考えている。

【合田史委員】

市内には保育士資格を持っているにもかかわらず、保育の仕事に就いていない人が多くいる。これは、コンビニで働くのと変わらない程度の賃金の安さが影響しているためで、現状の待遇では保育士が応募するわけがない。この点については、市として考えるべきである。

【合田史委員】

アンケート調査結果報告書の54ページにある地域子育て支援センターについてだが、川西地区を見ると、知っている人が63.6%にもかかわらず、利用したことがある人の割合は15.2%となっている。これは、朝日の場合でいうと、相談件数年間1,000件を超えるほど申し込みが殺到するにもかかわらず、利用したい人が利用できない、つまり保育士が対応できていないという状況がある

ためである。これについても、市として補助する考えはないか？

【事務局】

保育士不足の状況は、新居浜市に限ったことではなく、全国的な問題であり、これを解消するために国では新制度施行までの2年間に限り、保育士の処遇改善を図るための補助金を交付することとしました。ただし、これは私立園を対象としたものであり、これに合わせる形で公立園についても賃金改善を図るため、子育て支援課から人事当局に要望しましたが、結果としてはわずかな増額にしかありませんでした。

保育士資格を持ちながら、保育の仕事に就かない理由としては、賃金が必要な要因だとは思われますが、賃金をいくらに設定すれば保育士になるというものもなく、それ以外の要因も絡んだ複雑な問題であると認識しています。

とはいえ、賃金面が一番大きな要因ですので、引き続き人事当局に対して強く要望していきたいと思えます。

さきほど量の見込みでご説明しましたように、地域子育て支援拠点事業に対するニーズが現状を大きく上回る結果となっておりますので、この点については、支援事業計画を策定する中で確保方策を検討してまいります。

【岡部委員】

保育士不足の状況は、保護者としても心配している。新制度移行に向けた財源不足が判明し、そのしわ寄せは保育士の待遇面に影響している。特に、0・1・2歳児を担当する保育士の負担が大きく、給料が低い状況を改善するため、市として国が財源をカットした部分を補てんするという考えはないか？

【事務局】

この場では対応策はこうしますとは述べられませんが、引き続き保育士の確保については取り組んでいきます。

【渡部会長】

ほかにご意見等がないようでしたら、最初の議題についてはこのあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、「子ども・子育て支援法に基づき市が条例で定める基準等について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

お手元の資料「子ども・子育て支援法に基づき市が条例で定める基準等について」の説明をさせていただきます。

条例とは市で定めることができる法律のことで、国が提示している市において条例制定が必要なものは、資料に記載しておりますように、全部で6本あり、これらの各条例については、国において従うべき基準と参酌すべき基準が示されています。ちなみに、従うべき基準とは、法令に従って必ず適合させなければならない事項で、参酌すべき基準とは、法令を十分に参照した上で市の実情を考慮して定めることが許容される事項のことです。

まず全体的な話を申し上げますと、新制度は全国共通の制度として国が定めるものであり、その基準は全国统一のものとなることから、それと異なる基準を定めるだけの特別な事情は認めにくいことから、現行の市の基準を踏まえた上で、国が定める基準を市の基準として定めることを基本的な考えとしています。

まず、1番目の「子どものための教育・保育給付の支給認定基準に関する条例」では、保育の必要性を認める事由や必要量に応じた区分などの大部分は従うべき基準とされ、優先利用が認められる事情については参酌すべき基準として、国の基準に準じて制定します。

次に、「特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例」及び「特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」については、利用定員及び施設の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するものは従うべき基準、運営基準、業務管理体制の整備、教育・保育に関する情報の報告及び公表については参酌すべき基準として、国の基準に準じて制定します。

次に、「特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例」については、市が各種事業の認可を行うための基準を定めるもので、職員数、資格要件等は従うべき基準、設備・面積基準、給食等については参酌すべき基準として、国の基準に準じて制定します。

次に、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例」については、従事する職員、員数は従うべき基準、児童の集団の規模、施設・設備、開所日数、開所時間等については参酌すべき基準として、国の基準に準じて制定します。

最後に、「教育・保育の保育料を定める条例または規則」につきましては、現在国において協議が進められている公定価格の決定を受けて、国が定める基準と現行の市の基準を考慮した上で、条例等において利用者負担額を定めることとしていますが、これについては国での協議が整っていないため、9月議会には間に合わず、12月議会での制定となる見通しです。

冒頭の渡部会長のご挨拶にもありましたように、国は可能な限り早期、できれば6月議会での条例制定が望ましいとしていますが、6月議会の議案を上程するためには、4月中旬には条例の内容を固める必要がありますが、現在国から提示されている政省令案は確定したのではなく、今後の変更が見込まれているため、当市においては、確定した後の9月議会で制定する予定としております。

以上で、「子ども・子育て支援法に基づき市が条例で定める基準等について」の説明を終わります。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【合田史委員】

従うべき基準を上回る基準の設定は可能なのか？

【事務局】

国の基準に適合させた上での設定については、全くダメということではなく、内容に応じて協議した上で、対応することは可能であると認識しています。

【合田史委員】

保育の必要量に応じた区分については、保育標準時間のみを設定することはできないか？保育標準時間と保育短時間の設定では、現場での事務対応が難しい。

【事務局】

保育標準時間と短時間の設定は、国の子ども・子育て会議において定められたものであり、会議のメンバーには保育団体からの代表者も入っており、その点の議論は尽くされたものと認識しています。現実的には保育標準時間のみの設定は難しいと思われませんが、県を通じて国に対して話したいと思います。

【合田史委員】

家庭的保育事業については、現在新居浜市での事例はないが、職員数は1人ではなく、2人を配置基準としてもらいたい（要望）。

また、市が定める利用者負担額については、利用者負担を軽減することで経済の活性化につながるものであり、将来の新居浜市の人材を育てるという観点からも、大きくなってお金をかけるよりも、小さいうちにお金をかける方が得策であるため、市として利用者負担を減免するという考えはないか？

【事務局】

利用者負担の減免については、政策的な判断が必要となるものであり、ご意見としてはお聞きしますが、政策懇談会（市民）や政策会議（庁内）など別次元での議論が必要になるものと考えます。

【渡部会長】

2つ目の議題については、このあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画案の策定について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

お手元の「新居浜市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール」についての説明をさせていただきます。

まず、今回の支援事業計画策定にあたり、当該委託業務の入札を行った結果、市内大生院にあるリージョナルデザイン株式会社に決定したところでありまして、本日担当者に出席いただいておりますので、ご挨拶させていただきます。

【リージョナルデザイン(株)】

当社において、新居浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて3人体制で業務を行うこととしておりますので、よろしくお願いたします。

【事務局】

それでは、資料をご覧ください。

まず、全体的なスケジュールを押さえておきたいと思います。

本日4月30日、第4回目の子ども・子育て会議においては、支援事業計画策定等に向けた3つの議題について審議し、次回第5回目では、支援事業計画骨子案及び施策体系の検討を主な議題とし、それを踏まえて第6回目の会議で事業計画素案及び確保方策、つまりほぼ最終形に近づけた事業計画案についてのご審議をいただきます。

この後、9月末までに県へ事業計画の中間とりまとめという形で報告をする必要があります。県においては、県内すべての市町の中間とりまとめを行った上で、県としての支援事業計画を作成することとなります。

それから、10月に予定している第7回の会議で、当会議としての最終計画案を取りまとめ、その結果をもとにパブリックコメント、いわゆる幅広い市民の意見を求めて、計画の最終調整を行い、12月の第8回会議において、パブリックコメントの結果を踏まえ、計画最終案の決定を行いたいと考えております。

なお、当会議で決定した最終案については、年明けに市長に対して、当会議会長から答申をいただいた上で、市において会議の意向を十分に尊重した形で最終決定、市民公表というプロセスを経ることとなりますので、ご了承いただきたいと思ます。

全体的なスケジュールについては以上のようなこととなりますが、支援事業計画の策定作業項目において、2点お話しさせていただきます。

1点目は、現状と課題の整理についてです。

現状につきましては、子育てを取り巻く環境についての客観的な数字（データ）

を把握しているところですが、さきほどご説明いたしました量の見込み（推計）において、需要と供給のアンバランス、つまりギャップがある部分に対する取り組みが主要な課題になってくるものと考えております。

また、全体的な市の課題といたしましては、①急速な少子化の進行により児童数が減少傾向にあること、②理想とする子どもの人数は3人が多いにもかかわらず、実際の子どもの数は2人以下であり、出産・子育ての希望がかないにくい状況にあること、③子どもが急に病気になった時などに両親のどちらかが仕事を休むなど、現在共働き家庭及び今後共働きを希望する家庭が抱える子育て不安の解消や支援対策を図ることなどが課題になってくるものと考えており、今後5か年の計画を策定する上においては、現状における課題認識を委員間で共有することが今後の議論の土台となりますので、これ以外の点につきましても、ご意見等がございましたら、お伺いしたいと思っております。

次に2点目ですが、ヒアリング調査の実施についてです。

今回のアンケート調査は、市内在住で、0～5歳児までの就学前のお子さんがいる家庭を対象に行ったものですが、いわばこれはサービスを受ける側、つまり需要側から見た一面的なデータであり、逆にサービスを提供する側、つまり供給側からの視点についても計画に盛り込むことによって、計画の実現性を確保する必要があるものと考えております。

このことから、先ほどの量の見込み（推計）で、現状を大きく上回る数値結果であった時間外保育事業（延長保育）、放課後児童健全育成事業、幼稚園及び幼稚園以外の一時預かり（預かり保育）、病児保育事業、逆に現状を大きく下回る数値結果であった地域子育て支援拠点事業のうち、特に延長保育及び一時預かりについては、現状との乖離が大きい、つまり利用ニーズが極めて高い項目となっています。逆に、地域子育て支援拠点事業については、利用ニーズが高いと見込まれるものの、それを裏付ける数値結果となっていない項目であることから、これら3つにつきましては、関係する保育所、幼稚園、認可外保育所、地域子育て支援拠点施設に対する個別調査を実施したいと考えておりますので、関係する施設の皆様にはご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、実施方法につきましては、対象となる施設に対して、文書または電子メールによる書面調査を依頼し、ご回答いただいた内容によっては、さらに踏み込んだ聞き取り調査を5月から6月にかけて、受託者であるリージョナルデザイン株式会社に行っていただくことを考えています。ヒアリング調査の実施方法等につきまして、何かご意見等がございましたら、お伺いしたいと思います。

また、前回2月の会議において、支援事業計画の構成案と計画の基本理念、基本方針、基本施策の体系案（たたき台）を提示させていただき、3月末までにこれに対するご意見等の提出依頼をさせていただいたところですが、特に委員の皆様からの提出等はありませんでしたので、これを原案として、次回の会議においてあらためて事

務局案を提示させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、「新居浜市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール」についての説明を終わりますが、この議題に関して、リージョナルデザイン㈱から何か補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

【リージョナルデザイン㈱】

特にありません。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【三並委員】

新制度の大義の一つとして待機児童の解消が挙げられている。さきほどからの話を聞く限り、子どもの数は増えないにしても、保育士の不足によって、新居浜市においても待機児童が発生する可能性が高いのではないかと。インターネットの情報であるが、2017年、今から3年後には全国で72,000人の保育士不足が生じ、42万人にも上る待機児童が発生すると報じられていた。全くでたらめな話ではないと思われるため、さきほど支援事業計画で需要と供給のバランスを図る説明があったが、保育士不足が根本的な問題であり、これを解決しない限り、せっかくの計画が絵に描いた餅に終わってしまうのではないかと。この点については、市としてテコ入れをし、他市とは違う新居浜市独自の支援策を打ち出してもらいたい（要望）。

【松本委員】

保育士不足についてだが、アンケート調査によってサービスを受ける側のデータはあるが、提供する側のデータ把握が必要ではないかと。潜在的な労働力ニーズをいかに汲み上げ、把握し、給与なのか、それ以外の待遇面なのか、何が支障となっているのかの原因を特定しなければ問題の解決にはならないと思われる。

【合田史委員】

保育園の入所手続きは10月であるため、園ではその時点での入所申し込み状況に応じて保育士の募集を行うこととなる。保育士養成校を卒業する生徒が企業等に就職を決めるのは5～6月であるため、10月では遅すぎる。4月の時点で人数がわかれば保育士の募集ができるため、早期対応ができるようにしてもらいたい（要望）。

【松本委員】

新卒者の確保もあるが、子育てが終わった人を開拓することも必要ではないか。子育ての時期を終えて、保育の仕事を考えている人がどういったニーズを持っているのかを明らかにすることも一つの方法と考える。

【合田幸委員】

国においては、保育士不足を解消するための方策として、准保育士制度を作ろうとしたものの、実現しなかった経緯がある。保育士確保の方策としては、平成16年の台風災害の影響で廃止されたが、市独自に土曜保育助成を行っていた。このような助成があれば、4月からの保育士募集も可能となるため、土曜保育補助金の復活は難しいと思われるが、これに代わる保育士不足解消策の検討を行ってほしい（要望）。

【合田史委員】

国においては、政省令や公定価格の提示について、当初のスケジュールから大幅に遅れている。このような状況で、新制度の運営主体となる市町に事務を進めるというのはあまりにひどすぎるため、国に対してもっと声を上げるべきである。

【合田幸委員】

今の状況のままだと、27年4月の新制度施行に現場の対応が間に合わず、混乱を招くことは間違いない。これについては、全国市長会においても、意見を上げてほしい。また、新制度の施行は消費税10%アップが条件であるため、政府がどう判断するかによって、大きく影響される。新居浜市においては、保育園等での受け皿はあるが、保育士不足のため、待機児童の発生が懸念されることから、事業計画の策定後に、毎年毎年見直すことのないよう、保育士不足に対する対応策を協議するための組織を市に作ってほしい（要望）。

【高橋委員】

児童センターの利用者からは、3歳になって幼稚園の利用を考えているのだが、新制度になってどうなるのかといった問い合わせがあるが、現時点では市として具体的なことが決まっていないため答えられない。10月から申し込みが始まるようだが、利用者に周知する時間の確保が必要であるため、時期をずらせるのであれば検討してほしい。

【事務局】

現時点においては、国が提示しているスケジュールに合わせて準備を進めておかなければ、実際に新制度へ移行した場合に事務が間に合っていないことの問題の

方が大きいと考えています。確かに、利用者への周知の時間の確保については、大事なことであり、現状では難しい面はありますが、決定前の案の段階であっても、情報提供することにより、少しでも周知できるように配慮したいと思っています。

(4) その他

【渡部会長】

いろいろと意見も出て、予定の時間も近付いてまいりましたので、そろそろ「その他」の議題に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、2点お話しさせていただきます。

1点目は、今後の開催予定についてです。

6月下旬に第5回目の会議を開催する予定です。

恐れ入りますが、あらかじめ送付しました日程調整表を事務局までご提出いただければと思います。

ご提出いただいた結果をもとに、5月中旬までには、開催日時を決定し、正式に各委員へお知らせしたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いします。

2点目は、新制度に関する意見提出についてです。

毎回お願いしておりますが、本日の議題を含めまして、今後子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて協議を進めてまいりますので、本日ご意見として出しいただいた市民へお知らせすべき事項の問い合わせや現場対応で困っていること、また保育士の確保に向けた具体的な方策案など、お気づきになった点やご意見・ご要望等がありましたら、別紙委員意見提出票を事務局までご提出いただければと思いますので、よろしくお願いします。

各委員からご提出いただいたご意見等について、次回会議の協議事項とさせていただきますので、恐れ入りますが、一応5月30日（金）までの提出期限での対応をよろしくお願いいたします。以上です。

【渡部会長】

今後、また何かお気づきのことがございましたら、事務局の方までご連絡をいただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第4回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。

最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。

お疲れさまでした。

以 上